

**すこやかな子育ち
子育てを目指して**

鏡石町次世代育成支援対策行動計画 (後期行動計画)策定

（後期行動計画）策定

策定にあたって



▲保育所分園お尋ね中の情況

代の負担の増加や労働力の低下など、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

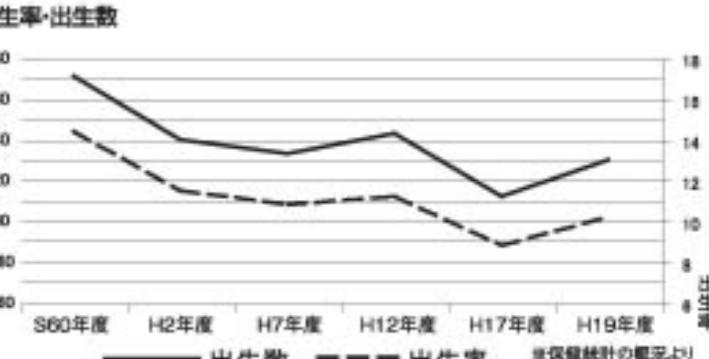
家庭の増加や核家族化が進むとともに、地域社会における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育て機能の低下や子どもの健全な成長への悪影響など様々な問題が生じている一方、少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いているいます。

このような状況をふまえ、これまでの行動計画を基軸に新たな課題に対応した見直しを行い、子育ち子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「鏡石町子育ち子育てプラン（後期行動計画）」（鏡石町
次世代育成支援対策行動計画・平成22年度～平成26年度）を策定いたしました。

本町の年少人口（0～14歳）は年々減少しています。出生数は平成19年が130人、出生率は10・2で福島県の8・3、全国の8・6を上回っていますが、同じく年々減少してきています。

60年の2倍程度に増加してお
り、小家族化・核家族化が進
んでいます。

このことは、保護者の共働き
の増加と相まって、家庭内
での子育てが困難になつてい
る要因にもなり、これに伴
い、保育所での保育や放課後
の子どもたちの居場所を希望する
方が年々増加する状況に変化
してきています。



年齢別人口							(単位:人)
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
総人口	11,437	11,883	12,130	12,378	12,743	12,746	
年少人口 (0~14歳)	2,875	2,954	2,628	2,340	2,221	2,089	
生産人口 (15~64歳)	7,620	7,805	8,109	8,216	8,318	8,238	
老齢人口 (65歳以上)	942	1,124	1,393	1,822	2,204	2,419	

泰国脚调足疗

定期的見積事業量について

I 家庭における子育て支援	1.母子保健・医療体制の充実と健康づくり 2.食育の推進 3.子育て相談・情報提供体制の充実 4.地域における子育て支援の推進 5.子育て家庭の経済的支援
II 子育てと仕事の両立支援	1.多様な保育サービスの充実 2.放課後児童対策の充実 3.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
III 心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進	1.多様な活動体験の推進 2.家庭・幼児・学校教育の充実 3.学校保健活動の充実 4.次世代の親の育成
IV 援助を必要とする子どもや家庭の支援	1.障がいのある子どもや家庭に対する支援 2.ひとり親家庭に対する支援 3.児童虐待防止対策
V 子育てしやすい生活環境の整備	1.安心して遊べる環境の整備 2.子育てにやさしい環境づくり 3.子どもを犯罪者等の被害から守るために活動

次世代育成支援対策行動計画は、地域の子育て支援全般にわたる行動計画となります。が、このうち「保育等サービスの目標」については、固から目標事業量の策定が求められています。目標事業量の対象事業は、以下の12事業となっており、それぞれの事業についての計画方針について定めております。

- ③ 延長保育事業
- ④ 夜間保育事業
- ⑤ トワイライトステイ事業
- ⑥ 休日保育事業
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 放課後児童健全育成事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
(ひろば型・センター型・児童館型)
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ ショートステイ事業
- ⑫ フアミリー・サポート・センターや事業

が遊んだり交流したりする機会が少なくなり、保護者にとっては身近に子育てに関する相談できる人がいないため一人で悩んでしまうなど、多くの人々が子育てを見守り、支えていくことが必要です。

〈子育て等 柏崎駅口〉

内 容	窓 口	電話番号等
子どもの健康、育児、福祉、子育て支援情報、養育問題、虐待に関することなど	健康福祉課 (勤労青少年ホーム内)	☎62-2115 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時15分)
未熟児の養育、小児の慢性疾患、不妊に関する相談、思春期相談など	県中保健福祉事務所 (児童家庭支援チーム)	☎75-7809・7810 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時30分)
養育問題、非行、虐待、障がいなど18歳未満のお子さんの相談	県中児童相談所	☎024-935-0611 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時30分)
夜間子どもの具合が悪くなった時、対処方法の相談	福島県こども救急電話相談	☎024-521-3790 (19時～翌朝8時)
養育上の悩みや非行など子どもと家庭に関する相談	子どもと家庭ティレフォン相談	☎024-536-4152 (祝日・年末年始を除く 9時～20時)
DVなど女性が抱える問題の相談	女性のための相談支援センター	☎024-522-1010 (祝日・年末年始を除く 9時～21時)

卷之三

つておおり、それぞれの事業についての計画方針について定めております。

⑪一時預かり事業
⑫ショートステイ事業
⑬ファミリー・サポート・セ
ンター事業

境づくりが大切であり、そのためには地域に住む多くの人々が子育てを見守り、支えていくことが必要です。